

○伊平屋村定住促進条例

平成 25 年 3 月 13 日条例第 7 号 改正

令和 6 年 3 月 21 日条例第 13 号 一部改正

(目的)

第 1 条 この条例は、本村に定住する者に対し、毎年度予算の範囲内において祝金や奨励金(以下「祝金等」という。)を支給することにより本村への定住を促進し、人口の確保及び増加を図り、もって本村の発展と活性化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、定住する者とは、次の各号のいずれにも該当する対象者をいう。

- (1) 本村の住民基本台帳に登録され 1 年を経過している者。
- (2) 村内に生活の本拠を有する者。
- (3) 申請日において、村に対する債務を滞納していない者。

(事業)

第 3 条 第 1 条の目的を達成する為、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 結婚祝金の支給
- (2) 出産祝金の支給
- (3) 新築住宅祝金の支給
- (4) 入学祝金の支給

(結婚祝金)

第 4 条 前条第 1 号に定める結婚祝金は、婚姻の届出をした夫婦が共に対象者である場合、その夫婦のどちらか 1 人に対して支給する。

(出産祝金)

第 5 条 第 3 条第 2 号に定める出産祝金は、子どもを出産し、出生後最初に本村の住民基本台帳に登録した子どもを養育する対象者に対して支給する。

(新築住宅祝金)

第 6 条 第 3 条第 3 号に定める新築住宅祝金は、対象者が村内に住宅を新築したときに支給する。

(入学祝金)

第 7 条 第 3 条第 4 号に定める入学祝金は、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育する対象者に対して支給する。

- (1) 村内の小学校又は中学校の第 1 学年に入学した子ども。
- (2) 村内の中学校を卒業し、高等学校等の第 1 学年に入学した子ども。

(申請)

第 8 条 第 4 条から第 7 条までに定める祝金等を受給しようとする者は、別に定める要件を満たしてから、1 年以内に村長に対して申請するものとする。

(決定及び支給)

第 9 条 村長は、前条の申請があったときは速やかにその内容を審査し、適正と認めたとき

は当該申請による祝金等を支給する。

(調査)

第 10 条 村長は、この条例の施行に関し調査が必要と認めた場合は、申請内容及び支給状況等について審査し、必要に応じ受給者に対し報告を求めることができる。

(返還)

第 11 条 村長は、虚偽の申請その他不正な手段により祝金等の支給を受けた者がいるときは、その者から既に支給した金額の全部又は、一部の返還を命じることができる。

(申請の特例)

第 12 条 村長は、対象者ではないものに対して、特に必要と認める場合は条例第 4 条から第 7 条に規定する祝金の給付申請の提出を認めるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。